

お知らせ

村職員募集

平成31年度採用の村職員を次の要領で募集します。

- ◆採用予定
中級 社会福祉士 1名
- ◆受験資格
平成2年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格を有する方
- ◆受付期間
6月1日(金)～15日(金)
- ◆試験日及び試験会場
7月22日(日) 東北大学
- ◆問い合わせ先
総務課 ☎345-5111

村民プール監視員募集

- ◆対象
小・中学校の夏季休業期間中に村民プールを開放しますので、次のとおり監視員を募集します。
- ◆期間
7月23日(月)～8月24日(金)
- ◆勤務時間
午前8時30分～午後4時30分
- ◆時給
800円
- ◆募集人員
小学校プール2名
大森プール 3名
村民プール 3名
- ◆申込期限
6月28日(木)

6月1日は「人権擁護の日」

人権擁護委員は、全国の市町村の地域住民の中から法務大臣が委嘱した人権擁護について理解のある民間の方々で、地域の皆さんから相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるような活動を行ったりしています。

その活動の一つとして、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年全国的に啓発活動を実施しています。

村でも啓発活動の一環として、人権擁護委員4名による特設人権相談所を開設します。相談は無料・秘密厳守で、子どものいじめや体罰、DV、震災に関する問題、近隣・家族間の問題、児童・高齢者への虐待、インターネット上での誹謗中傷などについて人権擁護委員が相談をお受けします。

「困っている事を相談したい」「どこに相談すればいいのだろう」という場合には、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

人権擁護委員

- 熊谷 喜久雄 (衡 中)
- 早坂 たみよ (衡 上)
- 千葉 良 紀 (大瓜下)
- 中川 さき子 (大瓜下)



特設人権相談開設日

- ◆日時 6月6日(水)
午前9時～午後3時
- ◆場所 平林会館1階 料理講習室

児童手当の現況届について

- ◆申込方法
履歴書(写真添付)を提出
- ◆申込・問い合わせ先
公民館 ☎345-2197
- ◆児童手当は、受給要件の有無を確認するために、毎年6月1日現在で、現況届の提出が必要となります。
- ◆対象者には6月中旬に現況届用紙を郵送します。現況届の提出がないと6月以降の児童手当を受けられなくなりますので、お手元に届きましたら内容を確認のうえ必ず提出してください。
- ◆また、平成30年1月2日以降に村に転入された方は、平成30年1月1日以前に住んでいた市区町村から発行される平成30年度所得証明書(児童手当用)の添付が必ず必要です。
- ◆問い合わせ先
住民生活課 ☎341-8512



「寄付ありがとうございます」が届きました

本田忠さん(衡中)より村の教育振興のために、寄付金をいただきました。今後、村の子ども達のために大切に活用させていただきます。



黒川郡連合青年団の萩原聖之副団長が来庁され、児童・生徒の育成として、「くろかわチャリティコンサート」収益金の一部を寄附していただきました。寄付金は小、中学校の図書購入に活用させていただきます。



消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *



マルチ商法は、加入している人が加入していない人に商品やサービスを買って、組織に加入させてマージン(利益)を受け取り、さらに次の人を誘って加入させてマージンを受け取り・・・というように次々と組織に加入させていく商法のことです。ネットワークビジネスと言われて勧誘される場合もあります。新しい友人関係ができたり、久しぶりに知り合いから連絡が来たりして勧誘されるケースが見られます。マルチ商法だということを隠して勧誘されることもあります。

- ◆事例：知り合いに化粧品を進められ、「会員になると安く化粧品や健康食品を買えるし友人を紹介すれば手数料が入る」と言われローンを組んで購入した。使いきれないし、誰も紹介できない。
- ◆事例：昔の友人に誘われてセミナーに行ったところ、「簡単にもうかる」と言われローンを組んで投資の学習用のDVDを購入した。誰でも簡単に稼げるし、新たに友人を紹介してDVDを買ってもらえれば紹介料が入ると言われた。言われたようには稼げないし友人も紹介できない。

このほかに「副業で高収入」「一緒に夢を実現しましょう」などと誘われて、マルチ商法だとは思わずに契約してしまう場合もあります。「簡単にもうかるいい話」などはありません。誘いはきっぱりと断りましょう。曖昧な態度をとると、可能性があると思われてまた勧誘されます。友人だから、先輩だからと遠慮しないで、きっぱり断りましょう。

また、新たに友人などを勧誘して契約させると今度は自分が加害者になってしまいます。おかしいと思ったら早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。



今月の消費生活相談

- ◆日時 6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水) 午前9時～午後4時
 - ◆場所 平林会館2階第3研修室
 - ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512
- 相談は予約不要で、電話での相談もできます。お気軽にご相談ください。

生活相談

- ◆日時 6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水) 午前9時～正午
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆内容 生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談(当日の電話相談も受け付けます。)
- ◆問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎345-6631

今月の相談



宮城県司法書士会による出張相談会(無料)

- ◆日時 13日(水) 午後1時～4時
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆内容 売買・贈与・相続等不動産登記、多重債務に関する相談、成年後見制度(判断能力に不安のある方の財産管理)
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎345-8512

納税のお知らせ

- ・村県民税(1期)
- ・国民健康保険税(3期)
- ・介護保険料(2期)

納期限(口座振替日) 7月2日(月)

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

- ◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513